

Solenostemon Thomn.	カニホソ cw001	水野隆 愛知県尾張旭市上の山町 樋口3027番地の1、被田法人 稲葉 野上本丸七一研究所 センター 稲井 野宮 旭市長谷67号52番地1、八ノ クニイノターナシヨナル株式会社 愛知県愛知郡長久手町山越606 番地	第22290号 平成23年8月31日
"	カニホソ cw002	"	第22291号 平成23年8月31日
"	カニホソ cw004	"	第22292号 平成23年8月31日
"	カニホソ cw005	"	第22293号 平成23年8月31日

○経済産業省告示第百八号  
中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第百六十四号）第二条第四項第一号の規定に基づき、同  
号の事業者を次のように指定する。  
平成二十三年十月十二日

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特 定中小企業者の認定を申請するこ とができる期間
5103	株式会社横谷温泉 旅館	長野県茅野市五千五百十三番地 丁目十四番地	平成二十三年七月十一日から平成 二十四年七月十日まで
5104	アスコジャパン株 式会社	愛知県名古屋市中昭和区檀溪通三 丁目十四番地	平成二十三年七月二十七日から平 成二十四年七月二十六日まで
5105	中正機械金属株式 会社	大阪府大阪市中央区島之内二丁 目五番十一号	平成二十三年八月三十日から平成 二十四年八月二十九日まで
5106	オールサツン販売 株式会社	愛知県名古屋市中千種区今池四丁 目十五番三三三	平成二十三年八月三十日から平成 二十四年八月二十九日まで
5107	株式会社ララ・ブ ラン	東京都渋谷区道玄坂二丁目十六 番四号	平成二十三年八月三十一日から平 成二十四年八月三十日まで
5108	堺電子工業株式会 社	大阪府堺市堺区南三国ヶ丘町二 丁目二番一号	平成二十三年九月七日から平成二 十四年九月六日まで

○特許庁告示第十七号  
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十九条の二及び第三  
十九条の四の規定に基づき次のとおり登録を行ったので、同法第三十九条の十第一号の規定に基づき  
公示する。  
平成二十三年十月十二日

登録番号	登録年月日	登録を受けた者の氏名又は 名称及び住所並びに法 人にあつては、その代表 者の氏名	登録を受けた者が先 行技術調査業務を行 う事業所の名称及び 所在地
第三号	平成二十三年 十月二日	パテントオンラインサ ー株式会社 東京都港区赤坂一丁目9 番3号 代表取締役 産形 和央	先行技術調査 (アマニクスメ ント) パテントオンライン サー株式会社 東京都港区赤坂一丁 目9番3号

特許庁長官 岩井 良行

○国土交通省告示第百二十五号  
次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十一年法律第七十九  
号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。  
その関係図面は、平成二十三年十月十二日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の  
縦覧に供する。  
平成二十三年十月十二日  
国土交通大臣 前田 武志

路線名 供用開始の区間  
中国横断自動車道 真庭市中原字恩峪二七番五から同市檉西字寺坂三六六  
車道岡山米子 四番一まで  
平成二十三年十月十二日  
国土交通大臣 前田 武志

○国土交通省告示第百二十六号  
海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第六条第一項の規定に基づき国土交通大臣が施行していた海  
岸保全施設に関する直轄工事を完了したので、海岸法施行規則（昭和三十一年農林省・運輸省・建設  
省令第一号）第二条第二項の規定に基づき、公示する。  
平成二十三年十月十二日  
国土交通大臣 前田 武志

区域	工事の種類	工事完了の日
(1) に掲げる地点から一度五九分五二メートルの地点 (2) に掲げる地点から一度〇〇分五〇メートルの地点 (3) に掲げる地点から八四度五八分二九五メートルの地点 (4) に掲げる地点から一七五度〇一分九八メートルの地点	海岸保全 施設の設 置改良及 び災害復旧	平成二十三 年十月十二日

○国土交通省告示第百二十七号  
特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する  
法律（平成十九年法律第六十六号）第十八条第三  
項の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第  
九百三十五号の一部を次のように改正する。  
平成二十三年十月十二日  
国土交通大臣 前田 武志

三二中、「東四条八丁目十五番地一」を、「一条通  
二十二丁目一番地百六十五」に改め、三ク中、「浅  
野本町二丁目十五番二十号」を、「鞍馬五丁目十七  
番地」に改め、三ユ中、「栗東市下鉤八百三十一番  
地」を、「草津市西草津二丁目三番八号」に改める。  
○防衛省告示第百四十五号  
海上における試験を次のとおり実施する。  
平成二十三年十月十二日  
防衛大臣 一川 保夫

日時 平成二十三年十月二十七日及び同月二十  
八日（予備、同月二十九日）の毎日〇六  
〇〇から一八〇〇まで

区域	実施艦
(ア) 北緯三二度四八分一三秒 東経一三三度二九分五二秒	自衛艦三隻
(イ) 北緯三二度二九分五二秒 東経一三三度二八分一三秒	自衛艦三隻
(ウ) 北緯三二度二八分一三秒 東経一三三度二八分一三秒	自衛艦三隻
(エ) 北緯三二度二八分一三秒 東経一三三度二八分一三秒	自衛艦三隻
(オ) 北緯三二度二八分一三秒 東経一三三度二八分一三秒	自衛艦三隻
(カ) 北緯三二度二八分一三秒 東経一三三度二八分一三秒	自衛艦三隻

一 試験は、前記区域に船舶等が存在し  
ないことを確認しながら実施する。  
二 実施中は、実施艦に「B」旗（夜間  
は紅灯）を掲揚する。  
三 前記区域の各点の経緯度は、世界測  
地系の数値である。